

## 大分家庭裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成26年2月25日（火）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

### 3 出席委員

河野雄三、佐藤敬子、田川直之、田中宏明、秦野恵子、世森亮次（五十音順、敬称略）

### 4 議事内容

#### 【テーマ】大分家裁における少年事件の現状と取組

(1) 大分家裁における少年事件の現状と取組についての説明

(2) ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」視聴

(3) 意見交換（□：委員長、◇：委員（学識経験者）、◆：委員（法曹関係者）  
●：裁判所）

◇ ビデオの中で、試験観察を4か月行うという説明があったが、その期間は一般的なものなのか。事案の重い軽いによってその期間は変わるものなのか。

● 試験観察は、一般的に3、4か月、長くて6か月位を目途に行っている。

試験観察には、在宅で行うものと、篤志家のところに預けてそこで生活させていく補導委託という2種類がある。いずれにしても6か月以内、概ね3、4か月で終わるのが一般的である。

◇ ビデオでは、家裁調査官が一人の少年に何度も面会したり、学校や地域との関わりを持ったりと、さまざまな活動を行っているが、人数的に足りているのか。

● 事件は減少しているが、動機が分からない、分かりにくい事件の増加や非行内容の多種多様化のため、十分な調査を行って、一つ一つの事件を丁寧に処理している状況である。ビデオのように家裁調査官が何回も面接する事案

もあるが、1回の面接で終了することも多く、事件が滞留することのないよう努力している。

- ◆ 性非行の増加の原因としては、いわゆる出会い系サイトやフェイスブックなどで知り合ったことをきっかけとして、性犯罪の被害に遭ったり、性犯罪を犯してしまったりするなど、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用の拡大と密接な関係にあると認識している。
- ◆ 発達障害が疑われる少年非行の増加も特徴として挙げられているが、これは、発達障害というものの認識が一般に普及してきたことによるもので、増加というよりも、問題視されるようになってきたというのが正確なところではないか、と思っている。これは、必ずしも悪いことではなく、そういう少年の特徴が科学的に認識されるようになったという意味で少年に対する対応が進んできていると感じている。障害がはっきり認識できれば、それに対する対応もとりやすくなる。発達障害を持っている少年の再犯の虞が高いとはいえず、発達障害がある場合それを放置しておくことが問題なのであって、的確に対応する方法が、福祉関係者、医療関係者が中心となって着実に進みつつあるのではないか。世間の認知度も高まりつつあり、障害を持つ人たちに優しい社会、障害を持つ人たちを受け入れる社会への方向付けも一つの現れではないかと思っている。
- ◆ 大分では、いわゆる振り込め詐欺に加担する少年が多い。振り込め詐欺グループでは、一般に言われている非行グループの人間関係の希薄化とは逆の現象が現れていて、組織化が進んでおり、いわゆる出し子として末端の少年が検挙されている。
- ◆ 少年事件の場合に困るのが余罪の取扱いである。少年にもたくさんの中を犯している者がいて、成人だと1件起訴して、余罪があれば追起訴ということになるが、少年の場合は、いったん家裁に送ってしまうと、なかなか再逮捕とはいかないし、期日が決められてしまうと、その期日に余罪の搜

査を間に合わせないといけないので、どうしても余罪の処理がきつくなってしまう。少年事件の場合、迅速な処理がより必要であるということは理解しているが、早く期日が入って早く審判ということになると余罪の積み残しが生じ、それについては、家裁に追送致しても既に保護処分が出ていて、これについては処分しないという決定がされる。それを被害者に説明しなければならず、なぜ自分の事件は不処分なのか、たくさんやっているということが裁判所に伝わればもっと重い処分になったのではないか、という不満をもたれることになる。被害者対策を重視しなければならないという現状のもとでは、あくまでもバランスをとるというところではあるが、一つの問題として念頭においていただきたい。

- 人間関係の希薄化というのではなく、形が変わってきているというか、距離感がとりにくい時代になっている。会ってもいない相手とグループを作つて、会ってもいない相手と犯罪を犯すということが普通にされているということに人間関係の形が変わってきていると感じる。見える形では群れないが、見えない形で群れているようなことが最近の特徴ではないか。
- ◆ 余罪の処理については、まさに指摘のあったような問題に直面しているところである。基本的に家裁のスタンスとしては、少年に対する処分は適時のタイミングに行なうことが大切であると考えている。少年はどんどん環境が変わっていて、少年の1か月2か月は成人の場合の1か月2か月とはだいぶ意味合いが違う。保護処分が半年先になることによって効果が薄れることがある。先に送られてきた事件を、余罪が送致されるまで処分を見送るかというと、必ずしもそうしたい。ただ、他方で、余罪の全貌が分からないと少年の問題性が分からないのも事実であり、最初に送られてきた事件について調査する中で、余罪としてどのようなものがあるのかということをできる限り把握した上で、それを含めて処分を決めている。後から送られてきた事件については特に処分しないことになり、形式的に見れば不処分あるいは

審判不開始という形で終わっているが、それは前の事件の中でそれも含めて少年の保護の必要性を判断し、考慮しているからである。他方で、最初に送られてきた事件の中で把握できなかつたような余罪が送られてきた場合や把握していた余罪の態様と送られてきた余罪の態様がおよそ異なる場合は、後の事件で別途保護処分を決めることもある。例えば、万引きを多数重ねているような少年について余罪の万引きの事件が全て送られてくるまで処分しないかというとそうではなく、他方で、重大な事件が後に控えているような場合はどうするのかということは、事案ごとに判断しているところである。

## 5 次回期日等について

### (1) 日時

平成26年7月17日（木）午後3時から

### (2) テーマ

成年後見制度などの高齢者保護に関連する家庭裁判所の制度について

### (3) 場所

大分家庭裁判所大会議室